

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R7.9.26

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社菜花空調	令和7年9月26日～令和8年6月25日	9 か月	契約違反等 (1か月以上 12か月以内)	当該業者は、本市と令和7年1月21日に契約締結した「令6－依・単 塩竈市温水プール地下ピットろ過設備配管更新工事」において、請負者の事由より令和7年6月12日付けで契約解除となったもの。 このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱（以下、「本市要綱」という。）第2条に規定する別表措置要件第5項（契約違反等）に該当するため。